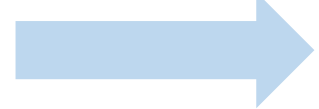


《青森市の計画の体系》

青森市	
青森市男女共同参画プラン	
計画期間:平成28~令和5年度(8年間)	備考
基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識改革・理解促進	
主な取組(1) 男女共同参画意識のさらなる浸透	3-(1)へ
主な取組(2) 男性、子どもにとっての男女共同参画の理解促進	統合し、3-(2)へ※男性の理解促進は、3-(1)へ
主な取組(3) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
基本方向2 男女共同参画の視点に立った行動改革	
主な取組(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1-(1)へ
主な取組(2) 男女共同参画の視点に立った協働の推進	2-(3)へ
基本方向3 労働環境における男女共同参画の推進	
主な取組(1) ワーク・ライフ・バランスの実現	1-(2)へ
主な取組(2) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1-(3)へ
主な取組(3) 農林水産業等における男女共同参画の推進	1-(4)へ
基本方向4 地域生活における男女共同参画の推進	
主な取組(1) 地域における男女共同参画の実践	2-(3)へ
主な取組(2) 生涯を通じた健康支援	2-(4)へ
基本方向5 男女平等と人権の尊重	
主な取組(1) 個人と人権の尊重	2-(2)へ
主な取組(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	2-(1)へ

基本方向の整理・統合



青森市	
(仮称)青森市男女共同参画プラン	
計画期間:令和6~10年度(5年間)	備考
基本方向1 全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり	
主な取組(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	旧2-(1)
主な取組(2) ワーク・ライフ・バランスの実現	旧3-(1)
主な取組(3) 雇用等における男女共同参画の推進	旧3-(2)
主な取組(4) 農林水産業等における男女共同参画の推進	旧3-(3)
基本方向2 安心して暮らせる社会づくり	
主な取組(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	旧5-(2)
主な取組(2) 生活上の困難に対する支援と人権の尊重	旧5-(1) ※困難女性支援法に定める市町村基本計画
主な取組(3) 地域における男女共同参画の推進	旧2-(2) 旧4-(1)
主な取組(4) 生涯を通じた健康支援	旧4-(2)
基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
主な取組(1) 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革	旧1-(1) 旧1-(2)
主な取組(2) 学校教育・社会教育を通じた理解促進	旧1-(2) 旧1-(3)

《国・県の計画の体系》

国	
第5次男女共同参画基本計画	
基本認識:令和3~12年度(10年間) 施策の基本的方向、具体的な取組:令和3~7年度(5年間)	
I	あらゆる分野における女性の参画拡大
第1分野	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
第2分野	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
第3分野	地域における男女共同参画の推進
第4分野	科学技術・学術における男女共同参画の推進
II	安全・安心な暮らしの実現
第5分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶
第6分野	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
第7分野	生涯を通じた健康支援
第8分野	防災・復興・環境問題における男女共同参画の推進
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
第9分野	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
第10分野	教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
第11分野	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

青森県	
第5次あおり男女共同参画プラン	
計画期間:令和4~8年度(5年間)	
基本目標I	性別にかかわらず一人ひとりが活躍できる環境づくり
重点目標1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
重点目標2	女性の人材育成とエンパワメント
重点目標3	仕事と生活の調和
重点目標4	雇用等における男女共同参画の推進
重点目標5	農林水産業・自営の商工業等における女性の経営計画
基本目標II	安心して暮らせる社会づくり
重点目標6	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
重点目標7	地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進
重点目標8	女性に対するあらゆる暴力の根絶
重点目標9	生涯を通じた健康支援
重点目標10	男女共同参画の視点に立った防災・復興対策
基本目標III	男女共同参画社会の基盤づくり
重点目標11	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革
重点目標12	教育・メディアを通じた理解の促進

【計画基本方向見直しの方向性】

○旧男女共同参画プラン(～令和5年度)をベースとしながら、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次あおり男女共同参画プラン」との整合を図るため、旧男女共同参画プランにおける5つの基本方向の構成を3つに整理統合する。

○令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」において、市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)策定が努力義務とされていることから、同計画を兼ねるものとして、本計画に必要な内容を盛り込むものとする。